

県民健康福祉村マルチセルフレジ導入仕様書

1 業務名

県民健康福祉村マルチセルフレジ導入

2 目的

埼玉県公園緑地協会が管理する県民健康福祉村での一部事業において決済、売上集計の簡素化を図るとともに、キャッシュレス決済に対応した機械を導入する。

3 機器納入およびシステム構築場所

県民健康福祉村（埼玉県越谷市北後谷地内）

4 システム要件（開発・機器導入）

（1）マルチセルフレジについて

①ときめき元気館 1 か所に 1 台導入する。納入場所の詳細については、別紙 1 を参照すること。

マルチセルフレジについては以下の要件を満たすこと。

ア 職員又は利用者が画面操作で会計処理（訂正を含む）ができる端末であること。

また、状況に応じて対面セルフ、セミセルフのモード変更が可能であること。

イ 15 インチ以上のモニター（タッチパネル対応）を搭載していること。（客側及び店側）

ウ キャッシュレス決済に必要な設備を備えていること。

エ レシートプリンターを備えていること。

オ 卓上型またはスタンド型のどちらかを契約締結後に県民健康福祉村側が選択できること。

カ 販売管理用クラウドシステムと接続可能なプログラムを搭載していること。併せて、クラウドシステムのサービスを有すること。

クラウドシステムとの接続有無については後日契約者との協議により定める。

キ 2024年7月3日に改刷となる新紙幣に対応できること。また、その際に費用がかかる場合は、契約者（販売者）が負担することとする。

なお、協会は導入後マルチセルフレジの所有権を有することとする。

②県民健康福祉村の職員（以下「職員」とする）毎に50名程度のIDとパスワード設定ができること。

人事異動等に対応するため、後述する管理者権限を有するもの（以下管理者とする）が、職員の登録（IDやパスワードの登録等）をできること。

③職員毎に以下の操作権限を設定することができること。

- ・販売操作に加え、販売する商品（チケット）登録や券種金額を登録できる管理者権限
- ・販売のみの操作を行う操作者権限

- ④管理者がマルチセルフレジに以下の仕様で券種登録できること。また、券種の追加・修正・削除もできること。

項目	内容
商品分類（部門）	2文字（カタカナ、漢字、数字）以上で登録ができること。
券種ID	4文字（カタカナ、漢字、数字）以上で登録ができること。
商品名	カタカナ、漢字、数字で登録ができること。
単価	当該券種の窓口での支払額。無料利用の商品は「0」と入力。

- ⑤利用券の販売をしない入場者（無料対象者）について、マルチセルフレジの発券作業で、利用人数の集計ができること。
- ⑥合計チケット販売枚数、利用人数及び売上げを集計し、一日のデータについて、csv ファイルを出力できること。
また、日毎に加え、月毎、年毎、指定する期間毎に出力できること。
- ⑦集計データの保存先はマルチセルフレジ上でも、WEB またはクラウドサービス上でもどちらでも構わない。公園事務所内のインターネットに接続するノートパソコンからデータの閲覧、出力が可能であること。または、協会のネットワーク経由で公園事務所内のノートパソコンからデータの閲覧、出力が可能であること。
- ⑧データのバックアップを構築できるものとする。事故等の際にバックアップからデータ復旧できること。
- ⑨通信及びインターネットへの接続については、当協会が指定するものを活用すること。
- ⑩マルチセルフレジのインターネット等への接続は、有線接続（又は無線接続（Wi-Fi））とする。
- ⑪常に最新のセキュリティ対策を行うこと。マルチセルフレジを協会の使用するサーバに接続する場合は、セキュリティ関係（ウイルス対策や接続申請等）について、協会と協議を行うこと。
- ⑫雷等による停電時に安全に電源を切れること。
- ⑬想定する機器構成は以下のとおりとする。
- ・マルチセルフレジ
 - ・UPS（上記⑫を満たす場合は必須ではない）
 - ・バーコードリーダー又はQRリーダー（キャッシュレス決済に必要な場合）
 - ・USBカメラ（操作映像記録用）
- ⑭機器の耐用年数は、概ね5年程度を想定すること。
- (2) チケットの発券について
- ①会計単位でチケット（レシート）を発行できること。
- ②領収証を発行できること。
- ③チケットの販売を行わない（売上金額が0円）の会計についてもレシートを発行できること。
- ④インボイス（適格簡易請求書）に対応していること。なお、印字内容及び印字する文字のサイズは後日契約者と協議により決定する。
- (3) お客様用ディスプレイ（カスタマーディスプレイ）について
- ①会計単位の合計金額、精算時の預かり金額、お釣りが表示できること。詳細な表

示内容は後日契約者と協議により決定する。

(4) 現金、キャッシュレス等による精算

- ①現金(高額紙幣対応)、各種キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー、QRコード)により精算が可能であること。
- ②キャッシュレス決済については、クレジットカード、電子マネー、QRコードを必須とし、合計3種を最低限使用できること。
- ③協会と各決済会社間との契約を代行、サポートもしくは業者紹介等できること。
- ④POSレジとキャッシュレス決済端末が連動している(会計の際に、キャッシュレス決済端末で金額の打ち直しをする必要がない)こと。
- ⑤キャッシュレス決済ブランド毎の売上額を確認できること。

(5) 例示銘柄

- ①例示銘柄は、下記のとおりとする。ただし、例示銘柄以外の物品で、入札前に提案品を協議し、仕様を満たすものは可とする。

※例示銘柄及び採用された提案品以外での応札は不可とする。

例示銘柄

品目	メーカー名	銘柄・型式
マルチセルフレジ (POSレジ)	株式会社寺岡精工	POSレジスターHappy Self(G3)

5 導入スケジュールについて

- ①契約締結・注文後、1ヵ月以内に納品を行うこと。
- ②運用開始にあたり、職員への研修等を実施すること。
- ③機器等の設置・設定等のスケジュールについては、契約者と協議の上決定する。
- ④機器等の設置・設定及び運用開始のための準備までの履行期間は、納品後1週間以内とする。

なお、システムの仕様調整や研修等において県民健康福祉村側の都合により上記項目が履行できない場合この限りではない

6 その他

この仕様書等に定めのない事項については、契約者と協会が協議の上定める。